

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	那賀川	令和4年3月2日	令和4年3月2日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	835 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	526 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	426 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	102 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	231 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	268 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」

欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を166ha程度上回っているが、後継者不明(アンケートに未回答)の耕作面積と合わせると、65ha程度少ないと状態である。新たな農地の扱い手確保について引き続き検討していくことが必要である。

扱い手への集積は進んでいるが、分散錯闊になっているところもあり集約化に課題がある。

優良な農地は多いが用水の下流地域や臨海地域においては、水不足問題があるため耕作条件が不利な農地が存在する。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小松島市に隣接する地域であるため、小松島市で活動する法人が那賀川地区にも参入している。優良農地も多いため他地区と比較して扱い手の数は多く、農地中間管理事業の活用も進んでいる。今後も地域内外の拡大意向のある中心経営体に集積、集約化を目指していく。

苅屋・芳崎地区は農地中間管理機構関連農地整備事業におけるほ場整備の工事が完了できた農地から順次認定農業者である5つの経営体へ貸付けを行う予定である。

黒地地区は農地中間管理機構関連農地整備事業におけるほ場整備の工事が完了できた農地から順次認定農業者である6つの経営体へ貸付けを行う予定である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、981筆、106haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人に、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。

農地中間管理事業の活用は進んでいる地域であるから、中心経営体が耕作できなくなった場合には、別の受け手への貸付けにスムーズにつなぐことができるよう、制度を活かして中心経営体への農地集積を進めていく。農地中間管理事業関連農地整備事業、農地整備・集約協力金交付事業を検討している集落においては、今後も話し合いを進めていく。

基盤整備への取組方針

苅屋・芳崎地区、黒地地区は今後、農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組む予定である。

しかし、優良な農地は多いが、用水の下流地域・臨海地域が抱える水不足問題等の耕作条件の不利を解消する必要がある。農地中間管理事業関連農地整備事業の活用を検討している集落においては、今後も話し合いを重ね事業の実施に向けて進めていく。

その他

- ・水稻については、集積を推進し中心となる経営体の規模拡大を進める。
- ・施設園芸については、経営体育成を図る。
- ・新規青年就農者の確保と育成に努める。
- ・今後も話し合い等の活動を推進して行い、定期的な見直しにより地域農業の課題を認識し、将来方針を決めるなど人・農地プランの内容の充実を図る。